広報にいつ
発行所　新津市役所
発行人　新津市役所　市長公室
電話 代表 550番
印刷所　東洋館印刷所
毎月一回発行
号外

来る十一月二十一日（木）は衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

今回の衆議院議員選挙は、ちょうど丸三年振りに行なわれますが、主権者である国民が直接その意志を表明する大切な機会です。

しかも、今回の選挙に限って適用される特別法が、さきの臨時国会で制定され、従来の選挙と違った点もあります。

これらのことや、市の選挙管理委員会で決定したことがらを以下に解説しますので、よく読んで棄権したり、投票する機会をつい失ったりして、国民としての尊い権利と政治に対する責任を自ら捨てることのないようにいたしましょう。

悔のない一票を

総選挙投票日二十一日

―午前七時から午後八時まで―

○特例法による改正点

一、投票時間の延長

従来午前七時から午後六時までとなっていたものを午後八時までに延長されました。

これは、勤め人などでいままでの時間ではどうしても投票できなかった場合をなくして、棄権を防止する目的で改正されたもので、選挙をする側でも、十分この趣旨を生かして、棄権のないようにして欲しいものです。

二、連呼行為の緩和

選挙用自動車の上から走りながら、あるいは止まったままでも、候補者の名前などを繰返し呼びかける、いわゆる連呼行為が、今回の選挙に限ってできることになりました。

選挙用自動車が実際に連呼しているのを聞いて違反ではないかと不審に思われた向もあると思いますが、それはこのためです。

しかし、時間は午前九時から午後五時までに限られますし、学校や病院等の近くでしてはいけないことになっています。

三、選挙運動用ポスターの掲示

選挙運動用ポスターは市の選挙管理委員会で各投票区ごとに作った掲示場以外は、一切はってはならないことになりました。

いままでは、電柱などにベタベタとはられ、選挙が終っても、とかくはがさないでそのままとなっていて、街をきたなくしていることが多かったのですが、今度の選挙ではこれが改められたわけです。

四、新聞広告の回数の増加

候補者が、新聞に広告する回数が、今までの三回から五回にふえました。

五、テレビによる経歴放送

NHKが行なうラジオ放送による候補者の経歴放送(現行おおむね十回)のほかに、あらたに、テレビ放送による経歴放送をおおむね三回行なうことになりました。

これらのことが、特に今回の選挙に限って違った点でありますが、そのほかのことは今までと変りありません。

候補者の政見を、あらゆる機会によく聞いて、悔のない一票を投じるようにしたいものです。

二回目の立会演説会

一小で午後七時から

新津市の立会演説会は十一月六日に第二小学校で、十一月十九日には、第一小学校で、いずれも午後七時から開かれることになり、すでに第一回目の分は終りました。

立会演説会は、候補者全部から、直接政見を聞くことができるもので、しかも、それぞれの政見を比較してみて、最も良い人を選ぶ参考にするためには大変好都合な機会です。第一小学校で行なわれる十九日の分が残っていますからぜひ出かけましょう。

そして、入場したら、ぜひ次のことを注意しましょう。

まず、ヤジのためのヤジをどならないこと。これは、政見を本当に聞こうとして耳をすましている多ぜいの人達の邪まになるからです。演説会に入場する人達は、演説を聞く目的で来ているのですから、それを妨げる行為はやめて欲しいものです。

選挙事務室は公会堂

届などは午後五時までに

今回の選挙について、選挙事務室を日宝町の記念公会堂に設けました。

これは、市役所庁舎が増築工事中でせまいためですが、電話は、一四〇四番、一四二二番、一四三〇番です。

いろいろの申請、届、請求などは、選挙事務室へしていただくことになりますが、これらは、いずれも午前八時三十分から午後五時までに法律で定められていて、それ以外は、理由の如何を問わず受理できませんのでご注意下さい。

問合わせなどについてはその時間でなくとも、夜間でも職員がいて便宜を図っています。

一人の棄権もないように

新津市選挙管理委員会
委員長　石崎石衛

投票は、私たち国民に与えられた唯一の参政の機会ですが、この機会を無為に過された経験のある方はないでしょうか。

今回の総選挙に当って「投票の自由を守る運動」というようなことが叫ばれていますが、投票の自由を守るということは棄権も権利の一つということにはならないものだと考えます。

個人の自由ということは、あくまでも基本的人権として守られなければならないものと思いますけれども、今後四年間の国政を託す人を選ぶ選挙では、例えば、食べたくないからといって一生食べずに過せる筈もないと同様に、最も考え方の近い候補者に投票しなければならないことは当然すぎる程当然なことといわなければなりますまい。

選挙管理委員会では、こうした考え方で、一人の棄権もないようにと呼びかけている訳です。

さきの臨時国会で制定された臨時特例の法律で街にはポスターもべたべた貼られるというようなこともなく、表面何か静かで低調のような気はしますが、選挙はお祭りさわぎではないのですからテレビでの経歴放送もあることになっていますし、選挙公報と審査公報もお手許に届いたことと思いますので、よく候補者の政見を検討して、二十一日には揃って公明な選挙権を行使されるよう紙上をかりてお願い申上げます。